

申請日は空欄で持参してください。
郵送の場合、送付する日付を記入してください。

変更

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状(申請者の押印必要)を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

印

法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎 (屋号：岩手一郎商店)

直近の許可年月日を記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和 年 月 日 第00300123456号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うか)	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。 積替え保管あり。 所在地：岩手県釜石市新町6番50 面積：20㎡、種類：廃プラスチック類、上限：40m³、高さ：2m 備考：屋外保管</p>
現在取得している許可品目のみ記載してください。	
変更の内容	燃え殻、汚泥、廃油、木くず、繊維くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含むの追加
変更理由	業務の拡大を図るため。
変更に係る事業の用に供する施設の種類の数量、設置場所、設置年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。)	該当なし
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	該当なし
※事務処理欄	

新たに追加する品目のみ記載してください。

・新たに追加する品目の運搬に必要な容器を追加する場合は、記載してください(車両は別途変更届)。
例) 水銀使用製品産業廃棄物運搬容器
・積替え保管場所に係る変更がある場合にも記載してください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許 可 番 号 (申請中の場合には、申請年月日)	
	岩手県	0030000001 0031600001 0032600001	
	宮城県	令和 年 月 日 (申請中)	
申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所	他の種類の許可を含めて許可を有している許可番号及び申請中の許可を記載すること。(岩手県の許可も記入すること。)なお、この欄にすべて記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。
(法人である場合)		住 所	住民票どおりに記入してください。「地割」、「番地」、「号」等の省略はしないこと。
(ふりがな) 名 称	英字にもふりがなを忘れずに。		
岩手県株式会社	岩手県盛岡市内丸10番地1	法人登記事項証明書どおり記載してください。	
(株、冨と省略しないこと。)			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸10-1のように省略しないこと。番地において、「の」の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)		
	・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。 ・ふりがなも忘れずに記入してください。 ・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		
いわて いちろう 岩手 一郎	S 20. 2. 2	岩手県盛岡市内丸10番1号	
	代表取締役	岩手県盛岡市内丸10番1号	
もりおか じろう 盛岡 次郎	S 30. 3. 3	岩手県盛岡市内丸10番1号	
	取締役	岩手県盛岡市津志田14地割37番地2号 岩手ハイツ101号	
きたかみ うめこ 北上 梅子	S 50. 5. 5	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番	
	監査役	岩手県北上市芳町2番8号	
はなまき さくら 花巻 さくら	S 40. 4. 4	岩手県花巻市花城町1番地	
	執行役(仙台支店長)	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
きん ごろう 金 五郎	S 30. 7. 7	韓国	
(久慈 五郎)	顧問	岩手県久慈市八日市1番1号	
外国人の本名、日本名にルビ			
役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は記載してください。			
「地割」、「番地」、「号」等は省略しないこと。			

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	10,000千円
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
いわて 岩手 一郎	S20.2.2	500株	岩手県盛岡市内丸10番1号	
		50%	岩手県盛岡市内丸10番1号	
いわて 岩手 株式会社		500株		
		50%	岩手県盛岡市内丸10番地1	

(株、有)と省略しないこと。

英字にもふりがなを忘れずに。

住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。(内丸10-1のように省略しないこと)

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
いわて 岩手 四郎	S.20.6.6	岩手県北上市水沢大手町5番地4
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢大手町5番地の4

法人登記事項証明書に支配人の登記があった場合、政令使用人として記載すること。なお、役員を兼務している場合は、申請書第2面の役員に記載すること。

使用人に該当する方は、
 ・本店又は支店の代表者
 ・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。
 使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、岩手県内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

今回、業務の拡大を図るため、燃え殻、廃油、木くず、繊維くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物の追加に関する申請を行うものです。事業活動に伴って生じた廃棄物をそれぞれの排出事業場において収集し、各産業廃棄物の種類ごとに排出事業者の指定する処理場または、集積場所に搬入する。

なお、適正な処理のために委託契約の締結、マニフェストの運用、処理事業者の許可状況の確認等を行う。

排出元等が限定される廃棄物については、必ず発生工程を記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	1 t/月	粉状	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1
2	汚泥	6 m ³ /月	泥状	(有)沿岸食品 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
3	廃油	3 t/月	液状	イワテ石油(株) 岩手県奥州市水沢大手町 5-5	なし	同上
4	木くず	1.0 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場) 建設工事から発生	なし	同上
5	繊維くず	3 t/月	固形状	同上	なし	同上
6	がれき類	1.2 t/月	固形状	同上	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町 7-5
7	石綿含有産業廃棄物	3 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町 1-1

今回追加する品目のみ記載すること。

備考 取り扱う産業廃棄物 石綿含有産業廃棄物を収集運搬する場合には「石綿含有産業廃棄物」について、個別に記載すること。

事業計画の概要

水銀使用製品産業廃棄物については、以下のものを取り扱う。

- ・水銀電池

水銀回収義務のある産業廃棄物については、適正な水銀回収能力を有する処分業者への運搬を行う。

水銀使用製品産業廃棄物については、一部特殊な記載になります（新規申請の記載例参照）

※1…

- ①建設現場等から発生する場合は、（県内各工事現場）と記載すること。
- ②予定排出事業場が岩手県外の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付すること。

性状は、「固形状」、「泥状」、「液状」、「粉状」等の区分を記載すること。

※2…

- ①実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。
所在地は番地、地割等まで記載すること。
- ②運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。

岩手県内（盛岡市を除く。）で積替え又は保管を行う場合は記載すること。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	水銀使用製品産業廃棄物	1m ³ /月	固形状	(株)産廃 岩手県一関市竹山町7-5	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市八日町1-1
2	水銀含有ばいじん等	1m ³ /月	固形状	(有)沿岸食品 岩手県奥州市水沢大手町5-5	なし	(株)産廃 岩手県一関市竹山町7-5
3						
4						
5						
6						
7						
備考	取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。					

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取集運搬する場合には個別に記載すること。

今回追加する品目のみ記載すること。

排出元等が限定される産業廃棄物

- ・紙くず 建設業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
- ・木くず 建設業、木材・木製品製造業（家具製造業含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、貨物の流通のために使用したパレット、物品賃貸業
- ・繊維くず 建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）
- ・動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業の原料として使用した固形状のもの
- ・動物系固形不要物 と畜場でとさつ・解体、食鳥処理場で食鳥処理のもの
- ・動物のふん尿 畜産農場
- ・動物の死体 畜産農場
- ・ばいじん ・大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設
・ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設
・産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

(第2面)

3. 運搬施設の概要

車両は、原則としてその時点で登録している車両を全て記載してください。車両を追加したい場合は、変更許可申請とは別に変更届を提出してください。

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者または使用者	備考
1	ダンプ	岩手001 あ 11-11	10000kg	岩手県株式会社	
2	ダンプ	宮城001 い 22-22	10000kg	〃	
3	キャブオーバ	岩手001 う 33-33	4000kg	〃	
4	キャブオーバ	宮城001 え 44-44	2000kg	〃	使用権原を有する者を記載してください。
5	バン	宮城001 え 55-55	2000kg	岩手市株式会社	賃貸契約書あり
6	脱着装置付コンテナ専用車	岩手110 お 66-66	3000kg	岩手県株式会社	
7					
8					
9					
10					

自動車検査証又は自動車検査証記録事項の「最大積載量」を記載。

自動車検査証又は自動車検査証記録事項の「車体の形状」を記載。

庸車（車検証上、申請者の使用権限が確認できない）の場合、使用権原を証する契約書の有無等について記載の上、当該書類の写しを提出してください。

事務所の所在地

岩手県盛岡市内丸10番地1
(岩手県盛岡市盛岡町1234番56、78番90)

駐車場の所在地

岩手県花巻市花城町1番41
※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ドラム缶	汚泥、廃油	〇〇ℓ	〇個
フレコンバック	燃え殻、木くず、繊維くず、がれき類、 石綿含有産業廃棄物	〇〇m ³	〇枚
コンテナ	水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等	〇〇m ³	〇台

新たに追加する品目の運搬に使用する容器を記載してください。

品目の追加に伴い「容器」の追加もあれば従前に追加して記載してください。この場合には、容器の写真提出も必要となります（後掲）。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

- ・申請書第1面の記載と整合させること。
- ・積替保管を行わない場合は「**該当なし**」と記載。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

追加品目ごとに、運搬車両の名称を記載してください。

・ 車両毎の用途

収集運搬車両 6 台を使用し、それぞれの産業廃棄物を運搬する。

ダンプでは、がれき類を運搬する。

キャブオーバ、バンでは、汚泥、廃油、木くず、繊維くずを運搬する。

脱着装置付きコンテナ専用車では、燃え殻、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を運搬する。

ただし、容器に収納しないものについては 1 台の車両につき 1 種類の産業廃棄物を運搬するものとし、1 台の車両で複数の種類の産業廃棄物を運搬する場合は、容器に収納する等の混和防止策を講ずる。

・ 業務を行う時間、休業日

原則午前 8 時から午後 5 時までの業務とする。

休業日は年末年始、盆期間、土曜日、日曜日及び祝祭日とする。

収集運搬業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載してください。

従業員数内訳

日付の記載を忘れずに記載してください。
郵送の場合、送付する日付を記入してください。

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3	1	1		6	8 (内1名 運転手兼任)	1	19
人	人	人	人	人	人	人	人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がある場合は、申請書第2面にも記載してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載してください。

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替え施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

追加する産業廃棄物の種類ごとにどのような措置を講ずるか具体的に記載してください。

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ ダンプ及びキャブオーバでの運搬に際しては、容器をロープで固定し、荷台にシートをかぶせることにより落下等を防止する。
- ・ 容器等の運搬施設に劣化、破損等がないことを使用前に確認する。
- ・ 1台の車両で複数の廃棄物を運搬する場合、運搬容器に入れ、混和を防止する。
- ・ それぞれの廃棄物の性状に応じ、以下のとおり適切な措置をする。

種類	措置
燃え殻	フレコンバックに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
廃油、汚泥	ドラム缶に収納、密閉したうえで、ロープ等で固定しシートがけをする。
木くず、繊維くず、がれき類	フレコンバックに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
石綿含有産業廃棄物	フレコンバックに収納、密閉した
水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等	コンテナに収納し、破損しないように運搬する。

容器名は様式第六号の二の第2面の運搬容器等の名称と統一してください。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

《積替え保管がある場合》

積替え後の運搬先が定められている産業廃棄物を、適切に保管できる量を超え、又は性状に変化が生じないうちに搬出する。

《積替え保管がない場合》

積替え保管を行わない。

岩手県内に県外において発生した産業廃棄物を搬入、または、岩手県内の産業廃棄物を県外に搬出する場合の必要手続きについて記載してください。

(3) その他

県外において発生した産業廃棄物を岩手県内の処分場に運搬する際には、排出事業者と岩手県の間で事前協議の終了後、搬入する。

また、岩手県内の産業廃棄物を搬出する場合は、搬出先を管轄する自治体において事前協議等条で定められている手続きが必要か確認し、必要な場合は事前協議終了後に搬出する。

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	フレコンバック	用途	燃え殻、木くず、繊維くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
<div data-bbox="438 309 1150 465" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"><p>・扱う品目により、容器も追加する場合は提出してください。</p></div> <p data-bbox="395 562 528 595">注意事項</p> <ul data-bbox="448 607 1031 640" style="list-style-type: none">・容器の全体が写るように撮影すること。			

運搬容器等の名称		用途	
<p data-bbox="395 1473 528 1507">注意事項</p> <ul data-bbox="448 1518 1031 1552" style="list-style-type: none">・容器の全体が写るように撮影すること。			
		撮 影	年 月 日

(第8面)

※事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

※…この様式にはこれから収集運搬を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。

すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。

内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	10,000	
土地	3,000	
事務所		
収集運搬車両	2,000	
積保施設	5,000	
調 達 方 法	自己資金	5,000
	借入金	5,000
	(借入先名)	岩手県庁銀行
	その他	
	増資	
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

総額と内訳の合計が一致するように留意してください。
 $3,000 + 2,000 + 5,000 = 10,000$

・「調達方法の合計」 = 「事業の開始に要する資金の総額」になるように留意してください。
・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。

第9面は個人申請の方のみ提出してください。

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する（預貯金残高証明書の日付等）
青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

(第9面)

資産に関する調書 (個人用) 令和〇年〇月〇日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
現金預金	岩手県庁銀行 (普通預金)		5,000
有価証券	現金預金額を省略しないで記載してください。		
未収入金			
売掛金	土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。		
受取手形			
土地	自宅	1か所	10,000
建物	自宅	1か所	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,000
その他			
※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。 なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。 また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することが出来ます。		資産の合計金額を記載してください。	
			29,000
負債の種別		数量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形	負債欄についても、その有無を記載のこと。 負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。		
その他			
負債計			0

(日本産業規格 A列4番)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

- ・各役員及び政令使用人等に確認したうえで、誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。
- ・押印は不要です。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者

住 所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏 名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物収集運搬業（変更） 71,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）